

○議事日程（令和2年12月18日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 養老町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第59号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
- 日程第10 議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第12 議案第62号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第63号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第64号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第4号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第19 発議第5号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田太郎

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎

9番 早崎百合子
11番 田中敏弘
13番 水谷久美子

10番 野村永一
12番 松永民夫

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	藤田勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山剛
産業建設部長兼 建設課長	大倉修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川口智也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹中修	産業建設部 水道課長	近藤晴彦
会計管理者兼 会計課長	田中実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明
教育委員会 生涯学習課長	小里克昌	消防長	廣澤幸雄
消防総務課長	大倉巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西脇直樹 議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長（吉田太郎君） おはようございます。

令和 2 年第 4 回養老町議会定例会を再開に当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（吉田太郎君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和 2 年第 4 回養老町議会定例会を再開し、本日の議会を開きます。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会及び補正予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第 3、議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの 8 議案を一括議題といたします。

この 8 議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告を行います。

去る12月 8 日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正 4 件、組合の協議 3 件の合計 7 件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例については、1. 住民への周知方法と浄化槽の管轄が生活環境課から水道課に移行する際の業者の対応はの問い

に対して、住民へは広報紙や町ホームページに掲載して周知し、関係団体等には丁寧に説明していききたいとの回答でした。

2. 4月以降の住民の対応方法はの問いに対して、総合窓口で案内したり、庁内看板を設置してトラブルのないように進めたいとの回答でした。

3. 現在の分掌事務の中身が実情に合っていなかったという具体的な事例はの問いに対して、例えば老人福祉という表現が実情に合っていないため、高齢福祉に変えたり、子育て支援や少子化支援という言葉が明記されていなかったため、分かりやすく明記したとの回答でした。

4. 今回の機構改革で係長の兼務をなくす検討はの問いに対して、現在1人の係長が3から4の係長を兼務しているが、できれば1人1係長という形にしたいとの回答でした。

5. 住民目線を認識した改正箇所とはの問いに対して、例えば下水道は水道課、浄化槽は生活環境課へ行きなさいということのないように、相対的な下水道構想といった観点で配置・業務の見直しを行った。まず、窓口業務としては住民人権課よりも住民環境下のほうが分かりやすいのではないかとということで、課名を変更するとの回答でした。

6. 1人1係長とした場合、人材配置に対する考え方はの問いに対して、技術職の採用や年齢層によってなかなか係長になれず、人材の確保に苦慮しているので、そういったことも合わせて今後採用していききたいとの回答でした。

7. 一言で改正の目的はの問いに対して、やはりスリムな役場というものを目指していることと、部長制の強化というのが大きな狙いであるとの回答でした。

8. 職員の机の配置をカウンターに対して対面式にする考えはの問いに対して、職員内部では対面方式も検討してきたが、スペースなどを考えると少し厳しいので、今回は見合わせたいとの回答でした。

9. 第2次行政経営改革プランに関する議会への報告状況はの問いに対して、進捗状況については議会にも定期的に報告していききたいとの回答でした。

次に、議案第54号 養老町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、1. 国の人事院規則に比べて当町は減給規定が緩かったなど、何か理由があって改正するということかの問いに対して、特に理由があったわけではなく、現在、県内の大半の市町村が10分の1である中で、より一層厳正かつ適正な処分を行うために10分の1から5分の1に範囲を広げるものとの回答でした。

2. 近年の懲戒処分の状況はの問いに対して、当町の実績としては、近年、免職や停職はないが、減給は処分の中で最も多いとの回答でした。

3. この条例に抵触した場合、給与への影響はの問いに対して、減給の幅に応じて賞与に影響が出てくるとの回答でした。

4. この条例の対象となる職員の範囲はの問いに対して、一般職では、正職員、再任

用職員、そして会計年度任用職員も対象となるとの回答でした。

次に、議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例についての第1条関係から第2条関係までは、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第56号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 被保険者に与える影響額はの問いに対して、令和2年度の所得を参考に試算したところ、対象者は510名で、583万円の調定減になるとの回答でした。

2. 軽減判定所得算定の基準額が33万円から43万円に引き上げられた理由はの問いに対して、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国保税の軽減判定所得の算定で不利益が生じないようにするためとの回答でした。

次に、議案第58号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議について及び議案第59号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてに関しましては、1. 市町村の解散費用は。また、解体後の協議はの問いに対して、解体費用の概算が約5,000万円で、組合の歳計年度が2,275万1,000円の見込みであるため、残りの30%を2市6町の均等割とし、70%を人口割として算出する。底地自体は垂井町の土地であるため、垂井町の裁量になるものと考えているとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正4件、組合の協議3件の合計7件につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長の答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告を行います。

去る12月8日、各委員並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託をされました条例の一部改正2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例についてのうちの、第4条関係及び第5条関係に關しましての質疑でございます。

1. 0.1%未満であるときは年0.1%とするという意味はの問いに對しまして、0.1%未満の場合は0.1まで繰り上げるとのこととの回答でございました。

2つ目、当町で延滞金を徴収した具体例はの問いに對しましては、下水道条例に關しては、実際に延滞金を徴収した事例はないとの回答でございました。

3. 今後、延滞金を徴収する考えはの問いに對しましては、現時点において、西濃管内の各市町では、どこも延滞金を徴収していないため、近隣市町の状況を確認しながら検討していきたいとの回答でございました。

次に、議案第57号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに關しましての質疑は、1. 西部簡易水道の現在の滞納状況はの問いに對しまして、収納率は94%ほどであるため、6%ほどの滞納となっているとの回答でございました。

2つ目、料金改定に関する周知の状況はの問いに對しましては、平成31年2月の西部簡易水道組合の総代会において料金体系を決定した際に、地元の方に回覧文書及び郵送等で周知を行った。また、地元の区長にも協力をしていただき、皆さんに周知していただいたとの回答でございました。

3つ目、現在の加入者数の状況はの問いに對しましては、令和2年10月の西部簡易水道の使用者件数は858件で、うち上水道への加入申込件数は約800件となっているとの回答でした。

4つ目、上水道に切り替わったとき、加入しないという人への対応方法はの問いに對しましては、現在、加入されていない方の家には井戸等が設置されている状況も見受けられるが、令和6年度には西部簡易水道を廃止し、上水道に移行するということをしつかり周知していきたいとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第53号 養老町部設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第54号 養老町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第55号 町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第56号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第57号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第58号 西南濃老人福祉施設事務組合の規約の変更に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第59号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第60号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第11、議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第17、議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

この7議案は、補正予算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長報告より審査の結果及び経過についての報告を求めます。

補正予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○補正予算特別委員長（松永民夫君） 補正予算特別委員会報告をいたします。

去る12月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下に補正予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和2年度特別会計の繰入れの変更1件、令

和2年度一般会計及び特別会計等補正予算6件の合計7件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更に
関しましては、1. 人件費219万6,000円増額の対象人数と役職はの問いに対し、対象人数は1名で、主事級職員から主査級職員への人事異動に関する増額との回答でありました。

次に、議案第62号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第5号）に関しましては、
まず初めに、款3 民生費について、1. 障害者自立支援給付事業のシステム改修の内容と
財源内訳はの問いに対しましては、内容としては、報酬改定に伴い障害者自立支援シ
ステムを改修するもの。給付事業の財源内訳としては、国が2分の1で2,910万円、県
が4分の1で1,455万円、町も4分の1との回答でありました。

2. 情報システムの契約の在り方として、総体的に年間契約にする考えはの問いに対
し、基幹系システムは全庁的に長期的な検討を重ね、長期的な契約を締結している。な
お、国の制度改正に伴うシステム改修については、その都度補正で対応しているのが現
状であるとの回答でありました。

3. 老人福祉施設入所措置事業の具体的な内容はの問いに対して、11月9日に80代の
男性1名が措置入所されたため、5か月分の措置費を追加計上したもののとの回答であり
ました。

4. 公私立園長会事業費85万8,000円減額の理由はの問いに対しては、園長会として
行っている事業のうち、子供たちに対する体操教室について、コロナ禍で事業者が大阪
から来るのは難しいということで中止にしたためとの回答でありました。

5. 子供たちに対する体操教室の先生を大阪から呼んでいる理由はの問いに対し、教
育委員会が所管していたときから同じ事業者で続いていたためであるが、来年度は町内
の先生で検討したいとの回答でありました。

6. 児童手当支給事業124万円増額の理由はの問いに対しては、主な理由といたしま
して、当初予算よりも転入・転出の差引きが延べ203人多かったためとの回答でありま
した。

次に、款6 農業水産業費について。

7. スマート農業技術導入支援事業について、追加募集の内容はの問いに対しては、
県で追加募集があったため、町内の各事業者に照会をかけたところ、直進アシスト機能
付田植機2台と農薬散布用ドローン1台の計3件については、年度当初から使用する機
械であるため、今回の補正予算に入れたとの回答でありました。

8. 県単事業及び関連事業負担金1,014万円増額の内訳は問いに対して、主な事業と
して、養老垂井線の（仮称）橋爪大橋関係で3,150万円ほどの減額、牧田室原線の豊・
中地内の歩道整備で400万円ほどの減額、大垣養老公園線の源氏橋から鷺巣にかけて

4,300万円ほどの増額、養老平田線の石畑の踏切拡幅等で350万円ほど増額、差引き1,014万円の増額となっている。なお、本事業は県の事業に対し、町が10%を負担するものとの回答でありました。

9. 消防署の正面玄関の階段に手すりを設置する考えはの問いに対しては、町民からもそういった話を伺っており、既に既存予算にて対応中であるとの回答でありました。

10. 自治防災隊補助金の補助先はの問いに対して、下笠三ツ屋の防災隊である。なお、今年度のこれまでの実績は6件であるが、今回新たに要望があったため増額補正するものとの回答でありました。

次に、款10教育費についてであります。

11. 総合体育館と町民プールの維持管理費について、建築基準法改正による内容はの問いに対しまして、床面積が2,000平米以上の場合、3年に1回、定期調査を行うための費用との回答でありました。

12. 各小中学校のLED化の状況はの問いに対しまして、今回、養北小学校体育館の水銀灯がLEDに切り替えられ、既に東部中学校はLED化されているが、それ以外の学校については水銀灯であるため、順次切替えが必要であるとの回答でありました。

次に、歳入についてであります。

13. 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示の状況はの問いに対し、1次分の交付決定額としては1億2,073万8,000円、2次分として2億9,720万4,000円、合計4億1,794万2,000円の交付金を頂いている。なお、今回の補正予算では日吉こども園の改修工事費1,244万1,000円を計上したとの回答でありました。

次に、議案第63号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第64号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の計4議案に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、1. 歳入と歳出の国県支出金の額に相違がある理由はの問いに対しましては、介護保険災害等臨時特例補助金と保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金に関しては、一般財源に充てているためとの回答でした。

以上、審査に付されました令和2年度特別会計の繰入れの変更1件、令和2年度一般会計及び特別会計等補正予算6件の合計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、補正予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 補正予算特別委員会委員長報告が終わりました。

ここで、補正予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、総括質疑が終了してお

ります。また、委員会所属以外の議員がいないことから、質疑を省略いたします。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず初めに、日程第11、議案第61号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第62号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論はなしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第63号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第64号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第65号 令和2年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第66号 令和2年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第67号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第18、発議第4号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局が朗読いたします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君） 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書に関する意見書の朗読をいたします。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災・国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの貴い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるよう、「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。

2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化の

ための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日、岐阜県養老町議会議長 吉田太郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当・内閣府特命担当大臣（防災）。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（吉田太郎君） この意見書は、議員全員からの発議ですので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第19、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおりに派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。

また、この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に、第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究については議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設委員会の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び補正予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び補正予算特別委員会の所管事務調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

この年末年始は、コロナ禍でこれまでと違った年末年始の過ごし方になるかと思えます。議員、執行部の皆さんには、それぞれが各自で感染防止を図り、養老町から感染者を出すことなく令和3年度の新年をお迎えされるように、十分に注意していただきたいと思えます。令和3年が明るくよい年となりますよう祈念いたします。

これをもちまして、令和2年第4回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前10時22分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月18日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子